

(被害者給付金審査会) 第六回 調査会の討議

第六条 調達局に隸屬機關として、被害者給付金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、調達局長の諮問に応じ、当該調達局の管轄区域内におけるこの法律の規定による給付金の支給に関する重要事項について調査審議する機関とする。
3 審査会は、委員七人以内で組織する。

第九条 連合国占領軍
(*療養給付金の支給*)

第九条 連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行前に当該負傷又は疾患に關し療養として當局に於ける

要と認める場合に限るものとする。

収入を得ることができない期間一日につき基準日額の百分の八十に相当する金額とする。

第十一條 連合国占領軍等の行為
により負傷し、又は疾病にかかる
り、当該負傷又は疾病がなおつた
とき別表に定める程度の身体障害
が存する場合においては、その被
害者には、障害給付金を支給す
る。

すでに身体障害のある者が、連合国占領軍等の行為等による負傷又は疾病によって同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害給付金の金額は、従前の障害に応ずる障害給付金の金額を控除した金額とする。

第十二条 連合国占領軍等の行為等
（遺族給付金の支給）

第十二条は前項の規定にからず、これらは規定期間による障害給付金の金額から当該見舞金に相当する金額を控除した金額とする。

により死亡した場合においては、その被害者の遺族には、遺族給付金を支給する。

7 この法律に定めるものを除くほか、審査会の組織、所掌事務、委員の任期その他の審査会に関する必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定によるほか、連合軍占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行後に当該負傷又は疾病に關し療養をする場合においては、その被害者には、療養給付金を支給する。

(休業給付金の支給)

第十条 連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行前に当該負傷又は疾病に関し療養をした場合において、その療養のため勤労による収入（自家営業による収入を含む。以下同じ。）を得ることができなかつたときは、その被害者には、その勤労による収入を得ることができなかつた期間につき、休業給付金を支給する。

前項の規定により支給する休業給付金の金額は、政令で定める基準に従い、調達庁長官が定める金額とする。

4 よる。
一 次の各号に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。
一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級
二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項

（第十二条に前項の規定にからず、これらはその規定による障害給付金の金額から当該見舞金に相当する金額を控除した金額とする。）

（遺族給付金の支給）

第十二条 連合国占領軍等の行為等により死亡した場合においては、その被害者の遺族には、遺族給付金を支給する。

2 連合国占領軍等の行為等により負傷し、若しくは疾病にかかりこれがによらないで死亡し、又は連合国占領軍等の行為等による特別な事情に関連して死亡した場合において、調達庁長官がその死亡を連合国占領軍等の行為による死亡」と

傷保法(昭和二十一年法律第十五号)その他政令で定める法令に基づいて療養の給付その他この法律の規定による給付金に類する給付が行なわれたときは、その額の限度において、これを行なわな

第一項 第三項及び前項の規定による療養の範囲は、次の各号に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

(休業給付金の支給)

第十条 連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行前に当該負傷又は疾病に關し療養をした場合において、その療養のため勤労による収入（自家営業による収入を含む。以下同じ。）を得ることができなかつたときは、その被害者には、その勤労による収入を得ることができなかつた期間につき、休業給付金を支給する。

2 前項の規定により支給する休業給付金の金額は、政令で定める基準に従い、調達庁長官が定める金額とする。

3 連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行後に当該負傷又は疾病に關し療養をする場合において、その療養のため勤労による収入を得ることができないときは、その

3 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級に応じ、基準日数を乗じて得た金額とする。

4 次の各号に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級

第二章 給付金の種類及び支 給

では、その被害者には、療養給付金を支給する。

2 前項の規定により支給する療養給付金の金額は、政令で定める基準に従い、調達庁長官が定める金額とする。

3 第一項の規定によるほか、連合國占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかり、又は病気にかかり、この法律の施行後に当該負傷又は疗養をする場合においては、その被害者には、療養給付金を支給する。

4 前項の規定により支給する療養給付金の金額は、療養に要する費用の金額とする。

5 第一項、第三項及び前項の規定による療養の範囲は、次の各号に掲げるものであつて、療養上相當と認められるものとする。

一 薬剤又は治療材料の支給

二 処置、手術その他の治療

三 病院又は診療所への収容

第十一条 連合國占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行前に当該負傷又は疾病に關し療養をした場合において、その療養のため勤労による収入（自家営業による収入を含む。以下同じ。）を得ることができなかつたときは、その被害者には、その勤労による収入を得ることができなかつた期間につき、休業給付金を支給する。

2 前項の規定により支給する休業給付金の金額は、政令で定める基準に従い、調達庁長官が定める金額とする。

3 連合國占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行後に当該負傷又は疾病に關し療養をする場合において、その療養のため勤労による収入を得ることができないときは、その被害者には、その勤労による収入を得ることができない期間につ

5 3 2 4 3
障害給付金の金額に別表より定める障害の等級に応じ、基準日額に同表に定める日数を乗じて得た金額とする。

二 次の各号に掲げる場合の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応する等級による。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

前項の規定による障害給付金の金額は、それぞれの身体障害に応

(給付金の種類)
第八条 紹介金の種類は、次の各号

では、その被害者には、療養給付金を支給する。

3 前項の規定により支給する療養給付金の金額は、政令で定める基準に従い、調達庁長官が定める金額とする。

4 第一項の規定によるほか、連合國占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行後に当該負傷又は疾病にかかる場合は、その療養のため勤労による収入（自家営業による収入を含む。以下同じ。）を得ることができなかつたときは、その被害者には、その勤労による収入を得ることができなかつた期間につき、休業給付金を支給する。

5 前項の規定により支給する休業給付金の金額は、政令で定める基準に従い、調達庁長官が定める金額とする。

6 第一項、第三項及び前項の規定による療養の範囲は、次の各号に掲げるものであつて、療養上相當と認められるものとする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への收容

五 看護

六 移送

4 前項の規定により支給する休業給付金の金額は、その勤労による

第十一条 連合國占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行前に当該負傷又は疾病に關し療養をした場合において、その療養のため勤労による収入（自家営業による収入を含む。以下同じ。）を得ることができなかつたときは、その被害者には、その勤労による収入を得ることができなかつた期間につき、休業給付金を支給する。

3 別表に定める程度の身体障害が
二以上ある場合の身体障害の等級
は、重い身体障害に応する等級と
する。

4 次の各号に掲げる場合の身体障
害の等級は、次の各号のうち被
害者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体
障害が二以上ある場合には、前項
の規定による等級の一級上位
の等級

二 第八級以上に該当する身体障
害が二以上ある場合には、前項
の規定による等級の二級上位の
等級

三 第五級以上に該当する身体障
害が二以上ある場合には、前項
の規定による等級の三級上位の
等級

前項の規定による障害給付金の
金額は、それぞれの身体障害に応
する等級による障害給付金の金額
を合算した金額をとえるときは、
当該合算した金額とする。

第十二条 遺族給付金の支給

(遺族給付金の支給)

2 連合国占領軍等の行為等により死亡した場合においては、その被害者の遺族には、遺族給付金を支給する。

3 この法律の規定の適用について

4 遺族給付金の金額は、基準日額の千日分に相当する金額とする。

して脅威または損害を与えてならないことは、国際法上明白な事柄であります。しかし日本の場合は、これら占領軍から損害を受けた被害者は、何ら顧みられることなく放置され、日本の行政機関にその事実を訴え出た者のみが、わずかの見舞金を日本政府または地方自治体から支給されているにすぎないのであります。しかもこれら不幸な人々は、サンフランシスコ平和条約第十九条によつて、一切の権利を放棄せしめられているのであります。

ただ平和条約発効以後発生した事故については、行政協定第十八条に基づいて損害の補償を行なうこととなつており、十分とは言いがたう措置ではあるが、昭和二十七年以降三十四年度末までに六万九百四人の被害者に對して、死亡の場合、最低二十万円から最高百五十万円までの補償を行なつてゐるのであります。

ところが平和条約発効以前の死亡約三千七百人以上を含む約九千人に及ぶ被害者に對しては、その後若干の補正的な見舞金の追給措置が行なわれたが前に述べましたように、涙金程度の見舞金を支給したにすぎません。さらにそれらも受けていない泣き寝入りの人々が数多く取り残されているのであって、調達庁調査によつても二千人以上の未受給者がいるのであります。これらの人々には何ものをもつてもかえることができない生き命、身体の損害を十一年以上も放置されていたわけであります。

私どもは、国の措置としてこれらの人々を一刻も早く救うことが、眞に血の通つた政治ではないかと思つのであります。

ります。この際せめて昭和二十七年以降の現行補償制度と比較して、著しく均衡を失しているものに対し、緊急に救済措置を講ずる必要があると痛感する次第であります。

以上がこの法律案を提出するに至った基本的な態度であります。

次いで、法案の内容についてその概要を説明申し上げます。

まずこの法律案による給付の範囲でありますが、第一条に規定しましたように、連合国占領軍の行為によつて死亡または傷害を受けた者及びその遺族に限定し、一部の特例を除き財産上の損害はこの際除外した次第であります。最高裁判所のある判決文の中に「人間の生命は、全地球よりも重し」という名言を残しているのであります。が、何ものにも優先して尊重されるべき生命及び身体の損害は、いかなる事情があるにせよ早急に救済さるべきであるとの見地に立つてゐるのであります。

その適用範囲については、前にも述べたように昭和二十年九月二日より昭和二十七年四月二十八日まで発生した事故で、被害者が日本国籍を有する者とした次第であります。従つて第三国人等の被害者はこの法律の権利者たり得ないわけであります。外交上の問題として政府において円満な解決をはかられんことを強く希望しているのであります。なお、ボソダム宣言受諾以後昭和二十年九月二日以前においても若干の被害者があるので、これらの者も救済し得るよう附則に規定してその措置をとることにしたのであります。

また給付金の基準についてであります。が、事件発生後約十年以上も経過し

た事実に対して、個々にその程度を認定して給付金の金額を算定することは、きわめて困難な事情があるので、労働省で作成した昭和三十五年一月の毎月勤労統計により、全産業の労働者一人当たりの平均給与額をとることとし、その三十分の一をもつて一律に基準日額としたわけであります。

給付金の種類は、療養給付金、休業給付金、障害給付金、遺族給付金、葬祭給付金、打切給付金の六種類であります。それぞれの給付金の種類に応じて基準日額を乗じて給付金額を算定することとしたのであります。たゞえば遺族給付については基準日額の千円分に相当する金額とし、葬祭給付は基準日額の六十日分、傷害者に対する打ち給付金は基準日額の千二百日分に相当する金額としたことなどであります。

なお、現実の支給にあたっては、当然のことながら、すでに何らかの給付を受けている者については、この法律による給付金額からすでに支給した相当給付金額を控除した金額を支給することとした次第であります。療養給付金については、実際療養に要した費用を支給することにしたのであります。が、この法律施行以前の療養費については、表情の把握が困難なので、調達庁長官が一定の基準を政令によつて定め、それによって支給することとしたのであります。また連合国占領軍等の行為という特殊な關係から、婦女子等の場合で、その行為により直接負傷し、または疾病にからなくとも、その行為が原因となり、重大な精神的衝撃等によって死に至らしめた場合は、やはりその遺族に対し遺族給付金

を支給する規定を設けた次第であります。
さらにこの法律が現実に施行されましても、事件後十数年を経過したものが多いことから見て、個々の状況を判断する資料に乏しく、調達庁長官だけでの認定が困難なケースが相当数あると予想されるのであります。これらものについては、各地方調達局に学識経験者等調達局長が任命する七人の委員で構成する被害者給付金審査会を位置して、調達局長の諮問に応じ、調査審議し、その万全を期することにしたのであります。
またこの法律による権利者で調達庁長官の処分に不服がある者は、一年以内に書面で調達庁長官に不服の申し立てを行なうことができることとし、再審査の方途も講じてあるのであります。
次いでこの法律の実施にあたっては、迅速かつ正確な運用をはかるため、関係都道府県、警察署等、行政機関の協力義務を規定した次第であります。さらに給付金を受ける権利の時効を三年とし、この法律による給付金はすべて非課税として、給付金の権利については、譲渡または担保、差し押さえ等の行為を禁止することとしてあります。
以上法律案の主要点について御説明申し上げましたが、何とぞ立法の趣意を十分御了察の上、慎重審議のみやかに可決されることを心から願う次第であります。

○中島義長 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。中村建設大臣。

五歲第一回上 沙翁 仁友之寶 直來直去 八一 故事，

部の償還を免除することができ
る。

四

この法律は、公布の日から施行する。

三

特殊海事損害をこうむつた者で、その損害の賠償をアメリカ合衆国に請求するものに対し、国があつせんその他必要な援助を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案

連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律

目
次

第一章 総則(第一条—第五条) 第二章 給付金の種類及び支給

第三章	不服の申立て（第十六 条→第十八条）
第四章	被害者給付金審査会（第 十九条→第二十一条）
第五章	離則（第二十二条→第二 十六条）

附录

第一章 總則

(二)の法律の趣旨

等の行為等により負傷し、又は疾
病にかかる者及び連合国占領軍
等の行為等により死亡した者の遺
族に対する給付金の支給に関する

(定義) 定めるものとする。

第二条 この法律において「連合國占領軍等の行為等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 本邦（政令で定める地域を除く。以下この項において同じ。）内における昭和二十一年九月二日から昭和二十七年四月二十八日までの間（以下この項において「占領期間」という。）の連合國の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者（これらの者に随伴する者で政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）の行為（正当な行為及び故意又は過失によらない行為を除き、日本の国籍のみを有する被用者の行為については、職務執行中の行為に限る。）

一 本邦内における占領期間中の連合國の軍隊若しくは当局又はこれらの構成員若しくは被用者（日本の国籍のみを有する者を除く。）の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理の欠陥

2 この法律において「被害者」とは、連合國占領軍等の行為等により死亡し、負傷し、又は疾病にかかりた者でその死亡し、負傷し、又は疾病にかかりたが当时において日本の国籍を有していたものをい

う。

基づいて支給した療養見舞金（療養費、打切療養費及び療養の給付を含む。）、障害見舞金及び死亡見舞金をいう。

（給付金の支給）

第三条 国は、被害者又はその遺族で、この法律の施行の日（給付金の支給原因である事実の生じた日がこの法律の施行の日後であるときは、その支給原因である事実の生じた日）において日本の国籍を有するものに対し、給付金を支給する。ただし、被害者の死亡、負傷又は疾病がその者又は第三者の故意又は重大な過失に起因するものであるときは、この限りでない。

（認定）

第四条 給付金（打切給付金を除く。以下第十五条において同じ。）の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、調達庁長官が行なう。

（他の給付との関係）

第五条 他の法令の規定により、この法律による給付金に相当する給付を受け、若しくは受けることができたとき、又はこの法律による給付金に相当する給付を受けることができるときは、当該給付の支給原因である事実と同一の事実について、当該給付の価額（当該給付が療養給付金に相当するものであるときは、政令で定める金額）の限度において、この法律による給付金を支給しない。ただし、給付金を受けようとする者が、この法律の施行後において、

百四十四号)の規定により、この法律による給付金に相当する給付を受けることができるときは、この限りでない。

第二章 給付金の種類及び支給

(給付金の種類)

第六条 給付金の種類は、次の各号に掲げるところとする。

- 一 療養給付金
- 二 休業給付金
- 三 障害給付金
- 四 遺族給付金
- 五 葬祭給付金
- 六 打切給付金

(療養給付の支給)

第七条 療養給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかったものが、当該負傷又は疾病に関し、この法律の施行前に療養をした場合又はこれに引き続きこの法律の施行後に療養をする場合に支給する。ただし、その療養につき療養給付金に相当する見舞金が支給されている場合であつて、政令で定める期間内に当該負傷又は疾病がなおつているときは、この限りでない。

二 療養給付金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 この法律の施行後による療養に係る療養給付金の額 政令で定める金額

は、次の各号に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

(休業給付金の支給)

第八条 休業給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかったものが、当該負傷又は疾病に関して、この法律の施行前に療養をした場合又はこれに引き続きこの法律の施行後に療養をする場合において、その療養のため業務上の収入を得ることができないときに、その業務上の収入を得ることができない期間につき支給する。

2 休業給付金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 この法律の施行前にした療養のため業務上の収入を得ることができないかつた期間に係る休業給付金の額 当該期間が、六十日未満の場合につきは二千円、六十日以上の場合は五千五百円
- 二 この法律の施行後による療養のため業務上の収入を得ることができない期間に係る休業給付金の額 一日につき百二十円(障害給付金の支給)

第九条 障害給付金は、被害者で連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかったものが当該負傷又は疾病がなおったとき別

表に定める程度の身体障害が存する場合に支給する。
2 障害給付金の額は、別表に定め

障害の等級	障害給付金の額
第一級から第三級まで	一七八、〇〇〇円
第四級から第七級まで	一一〇、〇〇〇円
第八級から第一〇級まで	五三、〇〇〇円
第一級から第一四級まで	一八、〇〇〇円

る障害の等級により定めた次の表の金額とする。

3 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

4 次の各号に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。

一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級

二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

4 すでに身体障害のある被害者が、連合国占領軍等の行為による障害給付金の額を合算した金額をこえることとなつてはならない。

5 すでに身体障害のある被害者が、連合国占領軍等の行為による障害給付金の額を合算した金額をこえることとなつてはならない。

6 すでに身体障害のある被害者が、連合国占領軍等の行為による負傷又は疾病により、同一部位

7 第一項の被災者がこの法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金の支給を受けているときは、障害給付金の額から当該見舞金の額に相当する金額を控除した金額を支給する。

(遺族給付金の支給)

第十一条 遺族給付金は、被災者が連合国占領軍等の行為等により死亡したものの遺族に支給する。遺族給付金の額は、十五万円とする。

3 第一項の被災者の遺族が、この法律の施行前に当該被災者の死亡につき遺族給付金に相当する見舞金の支給を受けているときは、遺族給付金の額から当該見舞金の額

8 第四号において同号の順位から除かれている孫

九 第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

10 第一号において同号の順位から除かれている孫

2 前項の規定により遺族給付金の支給を受けることができる先順位の遺族が、この法律の施行の日前において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上その者がこの法律の施行の日ま

害者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ)、子及び父母並びに被災者の死亡の当時ににおいてその者によって生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた孫、祖父母及び兄弟姉妹とする。ただし、この法律の施行の日前に離縁によつて被災者との親族関係が終了した者を除く。

2 被災者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、被災者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子が、この法律の施行の日後に出生し、かつ、出生によって日本の国籍を取得したときは、その子は、この法律の施行の日(被災者の死亡の日がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日)において日本の国籍を有していたものとみなす。

(遺族の順位等)

第十二条 遺族給付金の支給を受けることができる遺族の順位は、次の各号に掲げる順序による。ただし、父母については、被災者の死亡の当時においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にして、祖父母を先にし実父母を後にして、養父母を先にし実父母の実父母を後にする。

4 配偶者(被災者の死亡の日がこの法律の施行の日前である場

合において、その死亡の日以後この法律の施行の日前に、被災者の二親等内の血族(以下この項において「遺族」という)以外の者と婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあり者を含む。)した者又はこの法律の施行の日前において遺族(事実上婚姻関係と同様の事情にあり場合を含む。)した者又はこの法律の施行の日において遺族以外の者の養子となつている者を除く。)

2 子(この法律の施行の日(被災者の死亡の日がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日)以下この項及び次項において同じ)において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。

3 孫(この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。)

4 孫(この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。)

5 祖父母

6 兄弟姉妹(この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつている者を除く。)

7 第二号において同号の順位から除かれている子

8 第四号において同号の順位から除かれている孫

9 第六号において同号の順位から除かれている兄弟姉妹

10 第一号において同号の順位から除かれている孫

3 第十一項並びに前条第一項及び第二項の規定は葬祭給付金の支給を受けることができる遺族の範囲及び順位について、同条第三項の規定は葬祭給付金の支給を受けることができる同順位の遺族が二人以上ある場合について、それぞれ準用する。

(打切給付金の支給)

第十四条 打切給付金は、第七条の規定により療養給付金の支給を受けることができる被災者でこの法律の施行の際当該負傷又は疾病に關し現に療養中のものが、その療

養の開始後、この法律の施行の日までに三年を経過している場合又はこの法律の施行後において三年を経過しても当該負傷又は疾病がおらない場合に支給することができる。

2 打切給付金の額は、十八万円とする。

3 第一項の規定により打切給付金の支給を行なつたときは、その後におけるこの法律による給付金の支給は、行なわない。

(給付金の支給を受ける権利の受継)

第十五条 給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に給付金の支給の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者に係る給付金の支給を請求することができる。

2 第十二条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受け得ることができる同順位の相続人が二人以上ある場合について準用する。

第三章 不服の申立て

別表

第一級

身
体
障
害

一 両眼が失明したもの
二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
三 精神に、當時の介護を必要とする程度の障害を残すもの
四 胸腹部臓器の機能に、當時の介護を必要とする程度の障害を残すもの
五 半身不隨となつたもの
六 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
七 両上肢の用を全く廃したもの

第二級

八 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
九 両下肢の用を全く廃したもの

第三級

一 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
二 両眼の視力が〇・〇二以下になつたもの
三 両上肢を胸関節以上で失つたもの
四 両下肢を足関節以上で失つたもの
五 一眼が失明し、かつ、他眼の視力が〇・〇六以下になつたもの
六 咀嚼又は言語の機能を廃したもの

(不服の申立て)

第十六条 給付金の支給に関する処分に不服がある者は、その処分の

通知を受けた日から起算して六十日以内に、書面で調達庁長官に不服の申立てをすることができる。

2 前項の規定による不服の申立ては、時効の中止については、裁判上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえな理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立てを受理することができる。

(裁決)

第十七条 調達庁長官は、不服の申立てを受けたときは、必要な審査を行ない、すみやかに裁決をし、不服の申立てをした者にこれを通すべき。

2 調達庁長官は、前項の裁決をしないとすることは、あらかじめ、被審者給付金審査会に諮問しなければならない。

(政令への委任)
第十八条 前二条に規定するもののほか、不服の申立て、審査及び裁決の手続に関して必要な事項は、

2 第二十二条第一項の規定による調達庁長官の権限は、調達庁長官が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審査会に、学識経験のある者の中から、うちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

5 会長は、審査会の会務を総理する。

(政令への委任)

第二十一条 前二条に規定するもののほか、審査会の組織及び裁決の手続に関して必要な事項は、

2 第二十二条第一項の規定による調達庁長官の権限は、調達庁長官が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審査会に、学識経験のある者の中から、うちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

5 会長は、審査会の会務を総理する。

(政令への委任)

第二十二条第一項の規定による調達庁長官の権限は、調達庁長官が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審査会に、学識経験のある者の中から、うちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

5 会長は、審査会の会務を総理する。

(政令への委任)

第二十三条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(譲渡等の禁止)

第十三条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

2 審査会は、第十七条第二項の規定による調達庁長官の諮問に応じ、当該諮問事項について調査審議し、及び意見を述べる機関とする。

(組織、委員及び会長)

第二十条 審査会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者の中から、うちから任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 審査会に、学識経験のある者の中から、うちから任命された委員の互選により、会長一人を置く。

5 会長は、審査会の会務を総理する。

(政令への委任)

第二十一条 前二条に規定するもののほか、審査会の組織及び運営、委員の任期その他審査会に関する

2 第二十三条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

いて政令で定める日から施行する。

(調達庁設置法の一部改正)

2 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第十七号の二の次に次の

一号を加える。

十七の三 連合国占領軍等の行

為等による被審者等に対する

給付金の支給に関する法律

(昭和三十六年法律第二号)

の規定に基づき、給付金を支

給すること。

第七条第十九号の次に次の一号

を加える。

十九の二 第四条第十七号の三

に規定する給付金に関するこ

と。

第十一条中「附属機関として」

の下に「被審者給付金審査会及

び」を加え、同条に次の二項を加

える。

被審者給付金審査会の権限、組

織その他の事項については、連合

國占領軍等の行為等による被審者

等に対する給付金の支給に関する

法律の定めるところによる。

必要な事項は、政令で定める。

(第五章 雜則)

第二十二条 給付金の支給を受ける

権利は、三年間行なわないと

は、時効によつて消滅する。

(第二十三条)

2 調達庁長官は、特にやむをえな

理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても

不服の申立てを受理することができ

る。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえな

理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても

不服の申立てを受理することができ

る。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえな

理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても

不服の申立てを受理することができ

る。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえな

理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても

不服の申立てを受理することができ

る。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえな

理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても

不服の申立てを受理することができ

る。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

(不服の申立て)

第十六条 給付金の支給に関する処

分に不服がある者は、その処分の

通知を受けた日から起算して六十

日以内に、書面で調達庁長官に不

服の申立てをすることができる。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえな

理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても

不服の申立てを受理することができ

る。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえな

理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても

不服の申立てを受理することができ

る。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえな

理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても

不服の申立てを受理することができ

る。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえな

理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても

不服の申立てを受理することができ

る。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえな

理由があると認めるときは、第一

項の期間を経過した後においても

不服の申立てを受理することができ

る。

2 前項の規定による不服の申立て

は、時効の中止については、裁判

上の請求とみなす。

備考	第一級	<p>一 上肢のひとさし指を失つたもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の二指を失つたもの</p> <p>六 一上肢のおや指の用を失したもの、ひとさし指をあわせ一上肢の二指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の一上肢の三指の用を廃したもの</p> <p>七 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの</p> <p>八 一下肢の第一足ゆび又は他の四足ゆびを失つたもの</p> <p>九 一上肢の三大関節のうち、一関節の機能に著しい障害を残すもの</p> <p>一〇 一下肢の三大関節のうち、一関節の機能に著しい障害を残すもの</p>
	第一級	<p>一 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>四 鼓膜の中等度の欠損その他により、一耳の聴力が、四十センチメートル以上では通常の話声を解することができない程度に減じたもの</p> <p>五 脊柱に奇形を残すもの</p> <p>六 一上肢のなか指又はくすり指を失つたもの</p> <p>七 上肢の二指の用を廃したもの</p> <p>八 第一足ゆびをあわせ一下肢の二以上の足ゆびの用を廃したもの</p> <p>九 胸腹部臓器に障害を残すもの</p> <p>一 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</p> <p>二 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</p> <p>三 七齒以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>四 一耳の耳殻の大部を欠損したもの</p> <p>五 鎮骨、胸骨、肋骨、肩胛骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの</p> <p>六 一上肢の三大関節のうち、一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>七 下肢の三大関節のうち、一関節の機能に障害を残すもの</p> <p>八 長管骨に奇形を残すもの</p> <p>九 上肢のなか指又はくすり指の用を廃したもの</p>

備考	第一級	<p>一 一眼の視力が〇・六以下になつたもの</p> <p>二 一眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</p> <p>三 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげはげを残すもの</p> <p>四 上肢のおや指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>五 上肢のひとさし指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>六 上肢のひとさし指の末関節を屈伸することができなくなつたもの</p> <p>七 下肢を一センチメートル以上短縮したもの</p> <p>八 一下肢の第三足ゆび以下の二足ゆびを失つたもの</p> <p>九 一下肢の第二足ゆびの用を廃したもの、第三足ゆびをあわせ一下肢の二足ゆびの用を廃したもの又は一下肢の第三足ゆび以下の三足ゆびの用を廃したもの</p>
	第一級	<p>一 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまづげはげを残すもの</p> <p>二 三歛以上に対し歯科補綴を加えたもの</p> <p>三 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>四 上肢のこ指の用を廃したもの</p> <p>五 上肢の露外面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの</p> <p>六 上肢の二指の用を廃したもの</p> <p>七 上肢のおや指及びひとさし指以外の指の指骨の一部を失つたもの</p> <p>八 一下肢の第三足ゆび以下の二足ゆびの用を廃したもの</p> <p>九 局部に神経症状を残すもの</p> <p>一〇 男子の外貌に醜状を残すもの</p>

連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に對して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に對して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 視力の測定は、万国式試視表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力

二 指を失つたものは、おや指又は指關節、その他の指は第一指

三 指を失つたものは、おや指又は指關節以上を失つたものをいう。

四 足ゆびを失つたものは、そ

五 足ゆびの用を失したものとは、第一足ゆびは末節の半分以上を失つたものとし、その他の足ゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一足ゆび）に著しい運動障害を残すものをいう。

六 各等級の身体障害に該当しな

日本国との平和条約の発効前における連合国占領軍等の行為等により負傷し、又は疾病にかかつた者及び

○ 蘭枝國務大臣 提案理由を説明申し

い身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、第一足ゆびは末節の半分以上、その他の足ゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一足ゆび）に著しい運動障害を残すものをいう。

連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に對して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に對して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に對して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に對して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に對して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に對して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に對して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

連合国占領軍等の行為等により死亡した者の遺族に對して給付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

上げます前に、一言あいさつ申し上げます。先般防衛長官を拝命いたしました、まことに浅学非才でござります。内閣委員の皆様方の特別の御支援のほどをお願い申し上げる次第であります。(拍手)

ただいま議題になりました特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法案外一件の提案理由並びに内容の概要について御説明申し上げます。

この法案は、新安全保障条約に基づく地位協定第十八条第五項(イ)の規定により同項の他の規定の適用を受けないこととなる特殊の海事損害の賠償請求の円滑な解決をはかるものであります。

旧行政協定にかかる地位協定においては、民事請求権に関する第十八条の規定は全面的に米国がNATO諸国と結んでおります同種協定と国様なものになつたことは御承知の通りであります。従いまして同条第五項(イ)においては、日本軍のあるアメリカ合衆国軍の船舶の航行等から生じます事故によりまして第三者がこうもりました被害のうち、物的損害に関する賠償の請求につきましては、同条同項の他の規定の適用を受けないことになります。米国政府が直接に取り扱うことになります。すなわち旧行政協定で同じ十八条规定によれば、その第三項によりまして、海上におけるこの種の賠償請求も陸上における場合と同様、日本の政府機関の行政措置により処理され、または日本の裁判により解決されるのであります。新協定における米国の政府機関または裁判所により処理されることになります。

次に連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律案の提案理由及び概要について御説明申し上げます。占領期間中におけます。

右のごとく改定になりましたのは、この種の海上における船舶に関する賠償請求のような特別の事案については、NATO協定のごとく取り扱われるのが国際通念であります。米国は、関係法令にてある日本国民に対しましては、新協定分通曉せず、また言語、慣習の相違の実施後も、この種請求の取り扱いについて政府が必要な援助を行なつて円滑な解決をはかる必要があると存じます。

これが本法案を提出する理由であります。法案の内容といしましては、この種海事事故の被害者たる日本国民が米国政府に対して損害賠償を請求する場合には、調達長官がそのあっせんをすることとし、あっせんにより適正迅速なる解決をはかることとしたのが第一点であります。

次に右のあっせんによっても被害者の満足すべき解決に至らずして、被害者が米国の裁判所に訴訟を提起すると云ふ場合には、訴訟費用の立てかえその他訴訟についての必要な援助を行なうこととし、また訴訟終了時には償還を要するができます。右立てかえ金は無利息といたまでは、この法律による給付金の額からこれらの相当給付金額を控除いたします。この法律による給付金額からこれらは相当給付金額を控除した金額を支給することとした次第であります。

以上がこの法律案を提出するにいたった理由であります。次にこの法律案の具体的な内容についてその概要を御説明申し上げます。まずこの法律案による給付金は、本邦内における昭和二十年九月二日から昭和二十七年四月二十九日までの占領期間中に発生した連合国占領軍等の行為等によって負傷し、または疾病にかかりた者及び連合国占領軍等の行為等によつて死亡した者の遺族であつて、日本国籍を有する者に対し支給することとした次第であります。

またこの法律による給付金を受ける権利の時効は三年といたしましたほか、この給付金はすべて非課税とするとともに、給付金の権利については、譲渡、担保または差し押さえ等の行為を禁止し、権利の保護についても十分な

一定の基準を政令によって定めることといたしましたほか、休業給付金につきましてはこの法律施行前の休業期間六十日未満であつては二千円、六十日以上にあつては五千五百円、この法律により追給措置を講じてきましたのであります。月閣議決定により見舞金支給措置を講じ、さらに昭和二十七年五月閣議了解のとおり、政府並びに国会に対し、しばしば救済の陳情並びに請願が行なわれてきましたところであります。

政府は、昭和三十四年度に調達廳をして全国的に実態を調査せしめました結果、被害者数は占領時代前期において最も多く、なかんずく死亡者数も同様であることが判明し、かつ見舞金額も小額で、お気の毒な状況にあると考えますので、これらの者に対する救済を立法措置により講ずることが必要、かつ適切であると確信するのであります。何とぞ慎重御審議の上、御賛成下さるようお願い申し上げます。

支給を受ける権利の認定は調達長官が行なうこととしたのですが、調達長官の处分に対し不服のある者は六十日以内に不服の申し立てを行なうことができる」ととし、再審査の方法を講じております。この再審査においては、被害者給付金審査会を調達長官に設置いたしまして、調査審議せしめることとし、これによつて万全を期すこととしたとしております。

またこの法律による給付金を受ける

○中島委員長 この際、防衛政務次官笹本一雄君より発言を求められておりますので、これを許します。笹本一雄君。

○笹本政府委員 渡辺の内閣改造に伴いまして、防衛政務次官を拝命いたしました笹本でございます。まことに浅学非才であります。誠心誠意精進するつもりであります。委員各位におい

ては御支援、御鞭撻のほどを心からお

願い申し上げまして、あいさつとい

たします。(拍手)

○中島委員長 この際、林調達長官より発言を求められておりますので、これを許します。林一夫君。

○林(一)政府委員 今回の異動によりまして、調達長官を拝命いたしました林一夫でございます。浅学非才であります。よろしく御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。(拍手)

○中島委員長 次に、臨時行政調査会設置法案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。川島國務大臣。

が、これに比べまして行政の運営は、必ずしも時代の進展に即応していない面があることは一般に指摘されているところであります。このような事情にかんがみまして、政府といたしましては、昨年十月十四日行政運営の簡素化のため、行政諸法規並びに事務内容を徹底的に再検討し、不要不急事務の整理、簡素化をはかり、新規増員を極力抑制する方針を決定し、その具体的な方策を行政審議会に諮問いたしましたところ、同審議会は、昨年十二月七日答申において根本的な対策として、行政の体質改善のための強力な臨時診断機関の設置を提唱して参ったのであります。政府はこの答申の趣旨を尊重し、各界各層の知能を結集して権威の高い行政診断機関として、総理府に付属機関として臨時行政調査会を設置することとし、本法案を提出した次第であります。

臨時行政調査会は、行政を改善し、行政の国民に対する奉仕の向上をはかる目的のために、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議し、その結論に基づいて内閣総理大臣から諮問があつた場合には答申する任務を有するものであります。従つて臨時行政調査会設置の目的は、あくまで行政の根本的な体質改善をはからんとするものであります。公務員の人員整理のごときことを意図するものではありません。

臨時行政調査会は臨時の機関であります、その存続期間は昭和三十九年三月三十一日までとしております。調査会の意見または答申の取り扱いにつ

ては、内閣総理大臣はこれを十分尊重しなければならないこととするとところであります。このような事情にかんがみまして、政府といたしましては、昨年十月十四日行政運営の簡素化のため、行政諸法規並びに事務内容を徹底的に再検討し、不要不急事務の整理、簡素化をはかり、新規増員を極力抑制する方針を決定し、その具体的な方策を行政審議会に諮問いたしましたところ、同審議会は、昨年十二月七日答申において根本的な対策として、行政の体質改善のための強力な臨

時診断機関の設置を提唱して参ったのであります。政府はこの答申の趣旨を尊重し、各界各層の知能を結集して権威の高い行政診断機関として、総理府に付属機関として臨時行政調査会を設置することとし、本法案を提出した次第であります。

臨時行政調査会は、行政を改善し、行政の国民に対する奉仕の向上をはかる目的のために、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議し、その結論に基づいて内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する委員七人をもって組織することといたしました。その他調査会に専門の事項を調査審議するため専門委員、調査に従事する調査員を置くことになつております。

以上が本法律案を提出する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますようお願い申し上げます。

●中島委員長 次に、北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。小平総務長官。

北方地域旧漁業権者等に対する特

別措置に関する法律案

北方地域旧漁業権者等に対する
漁業権者等」とは、次に掲げる者

をいう。
全部若しくは一部としていた旧漁業会若しくは旧漁業法(明治四十三年法律第五十八号)第四十二条第一項に規定する漁業組合が同法第五条の免許を受けて有していた専用漁業権又はこれ

を目的とする入漁権に基づき、昭和二十年八月十五日において旧漁業法第十三条第二項又は旧漁業法第四十三条第四項の規定により漁業を営む権利を有していた個人

2 この法律において「北方地域旧漁業権者等」とは、次に掲げる者(法人格)をいう。
第三条 北方協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

第四条 政府は、協会に対し、その業務の遂行に必要な資金の財源に充てるための基金として、十億円を国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、同項に規定する金額に相当する額の国債の発行をすることができる。

3 前項の規定により発行する国債の償還期限は、十年とし、その利率は、年六分とする。

4 前項に規定するもののほか、第二項の規定により発行する国債に關する必要な事項は、大蔵省令で定める。

5 第五条 協会は、主たる事務所を札幌市に置く。

6 第六条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。
一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 役員及び評議員会に関する事項

7 第七条 財務及び会計に関する事項

8 第八条 定款の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第一章 総則(第一条—第九条)
第二章 協会の役員等(第十一条—第二十一条)
第三章 協会の業務(第二十二条—一第二十四条)
第四章 協会の財務及び会計(第二十五条—第三十二条)
第五章 協会の監督(第三十三条—第三十四条)
第六章 雑則(第三十五条—第三十七条)
第七章 罰則(第三十八条—第四十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、北方地域の施政について存する特殊事情及びこれに基因して北方地域旧漁業権者等の置かれている特殊な地位等による他の者に対してその営む漁業その他の事業及びその生活に必要な資金を低利で融通することを中心とした業務とする北方協会を設立して、これに国が所要の資金の交付を行ない、もつてこれらの者の営む漁業その他の事業の経営とその生活の安定を図り、あわせて北方地域に関する諸問題の解決の促進に資することを目的とする。

二 昭和三十年八月十五日において、北方地域の周辺の主務省令で定める海域内に所在する漁場において漁業を営むことにつき

旧漁業法第四条若しくは第六条の免許を受け、又は当該免許に係る漁業権の貸付けを受けていた者(その者が法人である場合には、その構成員又は出資者たる個人)

三 前二号に掲げる者のほか、昭和二十年八月十五日まで引き続

き六月以上北方地域に生活の本拠を有していた者

四 第一号又は第二号に掲げる者が死亡した場合におけるその死

亡した者の死亡の当時における

配偶者、子及び父母のうち主

務省令で定めるもの(当該配偶者、子及び父母のうちに前三号に掲げる者に該当する者がある

第二条 この法律において「北方地域」とは、幽舞群島、色丹島、国後島及び択捉島をいう。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)
第三十条 協会は、主務大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。ただし、資金の不足ため償還することができない金額に限り、主務大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余裕金の運用)
第三十一条 協会は、次の方法によつてはならぬ。

1 銀行又は主務大臣の指定するその他の金融機関への預金
2 国債、地方債又は主務大臣の指定するその他の有価証券の取得
3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(主務省令への委任)
第三十二条 この法律に規定するものほか、協会の財務及び会計に関する必要な事項は、主務省令で定める。

(監督)
第五章 協会の監督
第三十三条 協会は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは受託者に對し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、協会若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。ただし、受託者に對しては、

当該受託業務の範囲内に限る。
2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、關係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

(解散)
第三十五条 協会の解散及びその解散した場合における残余財産の処分については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第三十六条 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

1 第六条第二項、第二十三条第一項、第二

十六条又は第三十条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の承認をし違反して、登記することを怠

ようとするとき。
三 第三十一条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

四 第二条第二項第二号若しくは第四号まで、第二十四条第二項又は第三十二条の主務省令を定めようとするとき。

(主務大臣等)
第三十七条 この法律において「主務大臣」とあるのは、内閣総理大臣及び農林大臣とする。ただし、大臣の権限は、内閣総理大臣又は農林大臣がそれぞれ単独行使することを妨げない。

2 この法律において「主務省令」とあるのは、総理府令、農林省令とする。

(第七章 罰則)
第三十八条 協会又は受託者が、第三十四条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした協会又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

(大蔵大臣との協議)
第三十六条 主務大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

1 第六条第二項、第二十三条第一項、第二

十六条又は第三十条第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

二 第二十八条第一項の承認をし違反して、登記することを怠

つたとき。
三 第二十二条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十一条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三条第二項の規定によつて、主務大臣の命令に違反したところを妨げない。

2 第四十条 第八条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立等)

第一条 主務大臣は、第十二条の例により、協会の会長、副会長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長、副会長、理事又は監事となるべき者は、協会の成立の時ににおいて、この法律の規定により、それを会長、副会長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三条 主務大臣は、設立委員会を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

第四条 設立委員は、定款を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、遷滞なく、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならぬ。

(第八条 協会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。)

第九条 協会の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画について、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遷滞なく」とする。

3 第三十六条の規定は、第一項の第十一条「登録税法(一部改正)」

認可をしようとする場合について適用する。

第五条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第二項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遷滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(名称制限に関する経過措置)

第六条 政府は、協会が成立したときは、遷滞なく、協会に対して第四条の国債を交付しなければならない。

2 協会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(名称制限に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に北

方協会という名称を使用している者は、この法律の施行後六ヶ月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第八条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者は、適用しない。

(協会の最初の事業年度に関する経過措置)

第八条 協会の最初の事業年度は、第二十五条の規定にかかるらず、その成立の日に始まり、昭和三十七年三月三十一日に終わるものとする。

第九条 協会の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画について、第二十六条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遷滞なく」とする。

3 第三十六条の規定は、第一項の第十一条「登録税法(一部改正)」

ん税を除く。以下この号において同じ。に関する制度（他國との租税に関する協定を含む。）に改め、同項第四号から第九号までを削り、同項第十号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の「号」を加える。

四 酒類業組合等に関する制度の調査、企画及び立案をすること。

第九条第二項を削り、同条の次に次の「一条」を加える。

（関税局の事務）

第九条の二 関税局においては、左の事務をつかさどる。

一 関税、とん税、特別とん税その他の他税關行政に関する制度（他國との関税に関する協定を含む。）の調査、企画及び立案をすること。

二 関税、とん税及び特別とん税の賦課徵収に関すること。

三 関税法規による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りを行なうこと。

四 指定保税地域、保税上屋、保税倉庫及び保税工場に関すること。

五 税關貨物取扱人の免許を与える、これを監督すること。

六 税關統計を作成すること。

七 税關職員の教養及び訓練にすること。

第十四条中「税關研修所」を「税

会

務研修所
計事務職員研修所」に改める。

第十六条第五項中「局長官房及び左の二部」を「左の三部」に、「業務

昭和三十六年十月六日印刷

部」を「総務部」に改める。

第十六条の二第一項中「職務上の訓練」を「研修」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（財務研修所）

第十六条の三 財務研修所は、大蔵省の職員に対して、財務局の所掌事務に従事するため必要な研修を行なう機関とする。

2 財務研修所に支所を置く。

3 財務研修所及び支所の位置及び組織は、大蔵省令で定める。

（会計事務職員研修所）

第十六条の四 会計事務職員研修所は、國の職員に対して、会計事務に從事するため必要な研修を行なう機関とする。

2 会計事務職員研修所は、東京都に置く。

3 会計事務職員研修所の組織は、大蔵省令で定める。

（会計事務職員研修所の組織）

第十九条第一項の表中専売制度調査会の項を削る。

（会計事務職員研修所の組織）

第十七条第一項の表中専売制度調査会の項を削る。

（会計事務職員研修所の組織）

第十九条中「第九条第一項第一号から第九号まで」を「第九条第一号から第四号まで及び第九条の二各号」に改める。

（会計事務職員研修所の組織）

第十九条中「第九条第一項第一号及び第二号に掲げるもの（関税、とん税及び特別とん税に関するものに限る。）同項第四号から第九号まで」を「第九条の二各号」に改めること。

（会計事務職員研修所の組織）

を「左の三部」に、「監視部」を「監務部」に改める。

附則第四項を次のように改める。

国貿易の急激な進展に伴いまして、税務部は飛躍的に増加してきており、また為替貿易自由化の動きに伴いまして関税政策の重要性が高まって参りましたため、主税局税關部の事務量は量的にも質的にも著しく増大しております。このよくな実情にかんがみ、この際、主税局税關部を独立の局に昇格して、政策面及び実施面の事務処理の効率的な運営をはからうとするものであります。

第二は、財務研修所及び会計事務職員研修所を設置することです。

第三は、大臣官房地方課においてその研修を行なって参りましたが、今般独立の付属機関として、研修内容の充実をはからうとするものであります。

また後者につきましては、各省庁における会計事務の改善に資するため、かねてから主計局において行なつて参りました会計事務職員研修を、独立の付属機関として研修内容を一そく充実しようとするものであります。

第三は、印刷局及び税關における官房の制度を改め、経務部とするものであります。

最後に、最近の経済金融情勢の推移にかんがみまして、大蔵大臣の諮問機関である金融機関資金審議会の設置期間を昭和三十八年三月三十日までといたしまして、その間、民間資金の活用の基本方針等について審議させることとしようとするものであります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその概要であります。何ぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

○中島委員長 以上で各法律案の提案理由の説明は終わりました。各案についての質疑は後日に譲ります。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十二分散会